

掛川市条例第10号

掛川市いじめ防止条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市いじめ防止条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第12条）
- 第2章 いじめ防止基本方針（第13条・第14条）
- 第3章 基本的施策（第15条－第17条）
- 第4章 重大事態への対処（第18条）
- 第5章 いじめ防止対策推進委員会（第19条－第26条）
- 第6章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、児童等に対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、保護者等の責務及び市民、地域内組織等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童等が健やかに成長することができる環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき市が設置した学校のうち、小学校及び中学校をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 地域内組織等 市内の地域自治組織及び団体並びに市内で事業活動を行う法人をいう。
- (7) 関係機関 児童相談所、法務局、警察署その他のいじめに関係する機関及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して生活できる環境を整えるため、市、学校及び保護者の責務並びに市民、地域社会等の役割を自覚し、協働によるまちづくりの考えの下に、市民総ぐるみでいじめの防止に取り組まなければならない。

2 いじめの防止等（いじめの防止及び早期発見並びにいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策は、報徳の教え及び人権教育を基盤として豊かな心を育成するとともに、心の通い合う温かな人間関係を構築することを目指して行われなければならない。

3 いじめ防止等のための対策は、児童等の規範意識を醸成させるとともに、凜とした人づくりを目指して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育委員会の責務）

第5条 掛川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校の責務）

第6条 学校は、基本理念にのっとり、当該学校におけるいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する全ての児童等についての理解を深めるとともに、当該児童等との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

3 学校は、互いの人格を尊重し合う態度を養う人権教育の充実及び互いに思いやりかつ助け合う温かな人間関係を育てる道徳教育の充実を図ることにより、当該学校に在籍する全ての児童等が安心して学ぶことができる環境づくりを推進しなければならない。

（保護者の責務）

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、基本理念にのっとり、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、学校、保護者、地域社会及び関係機関と連携し、かつ、協力することにより、児童等が安心して生活できる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、いじめを受けた児童等を発見したとき、又は児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、これを当該児童が在籍する学校、関係機関等に通報するよう努めるものとする。

(地域内組織等の役割)

第9条 地域内組織等は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童等と触れ合う機会を大切にするとともに、当該地域の児童等を見守り、及び当該児童等に声かけを行うことにより、いじめのない明るく住みやすい社会づくりに努めるものとする。

(児童等の役割)

第10条 児童等は、自分を大切にするとともに、互いを尊重し、及び共に支え合って行動することにより、いじめのない学校生活を送れるよう努めるものとする。

2 児童等は、自分がいじめを受けたとき、又は他の児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童が在籍する学校、関係機関等に相談するよう努めるものとする。

3 児童等は、学校、保護者等とともに、いじめを許さない心及びいじめを止める勇気を持つことにより、いじめを無くすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第11条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(守秘義務)

第12条 いじめに関する通報、相談等に関係した者は、その知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第2章 いじめ防止基本方針

(市いじめ防止基本方針)

第13条 市は、法第12条の規定に基づき、市いじめ防止基本方針を策定するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第14条 学校は、法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定するものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校は、当該学校に当該学校の教職員及び心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者をもって構成されるいじめ防止等に係る対策のための組織を置くものとする。

(関係機関との連携等)

第16条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、学校、保護者、地域社会及び関係機関との連携の強化及び必要な体制の整備を行うものとする。

(啓発活動)

第17条 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 重大事態への対処

(重大事態への対処)

第18条 学校は、当該学校に在籍する児童等に重大事態（法第28条第1項各号に掲げる場合をいう。以下同じ。）が発生したときは、速やかに、教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告があったときは、重大事態が発生した旨を市長に報告しなければならない。

3 教育委員会又は学校は、重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わなければならない。

4 教育委員会は、前項の調査を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

5 市は、重大事態について掛川市総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき市長が設ける総合教育会議をいう。）で協議するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 いじめ防止対策推進委員会

(設置)

第19条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、掛川市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第20条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 学校におけるいじめの未然防止対策、いじめへの対処等への助言

(2) 法第24条の規定により教育委員会が行う調査に係る事実確認及び当該調査結果の検証

(3) 第18条第3項の規定による調査に係る事実確認及び当該調査結果の検証

(組織)

第21条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 弁護士の資格を有する者

(3) 医療、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者

(4) 主任児童委員

(5) 人権擁護委員

(6) 保護司

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第23条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから教育委員会が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第25条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第26条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。